

J A 千葉中央会のご案内

愛 称：J A 千葉中央会

住 所：千葉市中央区新千葉 3 丁目 2 番 6 号

電 話：043-245-7300

F A X：043-247-8300

1. 中央会の設立と組織としての目的、性格

会員（県内の農業協同組合や連合会）の健全な発展を図ることを目的として設立され、農協法に基づく農業協同組合連合会として位置づけられる団体です。

農業協同組合等に対する「経営相談」「教育事業」「営農支援事業」「地域活動支援事業」の他、農家の意見を国や県へ伝える「農政活動」を担っています。

また、千葉県の農畜産物を全国へ広めるために、「広報活動」として各種イベントの開催や情報発信も積極的に実施し、千葉県の農業発展に努めています。

2. 事 業

- ① 会員の組織、事業及び経営に関する相談に応ずること
- ② 会員の求めに応じて監査を行うこと
- ③ 会員の意見を代表すること
- ④ 会員相互間の総合調整を行うこと
- ⑤ 前各号の事業に附帯する事業

3. 会員および役職員等：令和 5 年 7 月 1 日現在

会 員 正会員 22（単位組合 17、連合会等 5）、准会員 2

役 員 代表理事会長、副会長、専務理事、常務理事
他理事 6 人、監事 3 人

職 員 48 人（男 33 人、女 15 人）

各部門の主な業務内容

1. 総務企画部

主な業務：総務、人事・労務管理、企画調整

業務概要：中央会の各部署での業務が円滑に行えるように、迅速な日常業務（会計・人事労務・財産管理など）処理や本会のコンプライアンス対策などを行っています。

その他、J Aグループ千葉として、統一的な運動の企画や総合調整を行うとともに、本県J Aグループの代表機能を果たしています。

2. 農業対策部

主な業務：営農支援事業、農政対策、生活くらしの活動支援、協同組合間連携
青年部・女性部等組織の支援活動、広報活動

業務概要：コメの的確な需給調整の取り組み、生産・集荷・販売の全般にわたる戦略実践や政策提案の実現に向けた農政運動を行っています。また、千葉県内の農業関連団体によるワンフロアー化により地域農業を発展させるための戦略の策定・実践や食の安全、安心の取り組みの促進、農業者への支援活動を行っています。

その他、食と農の大切さを理解してもらう食農教育や、地域における協同組合活動の輪を広げるための生活くらしの活動や、県内の農業・組合員の取り組みを、県民をはじめとした多くの方々に発信するためのイベントや広報活動を行っています。

3. 経営対策部

主な業務：J Aに対する経営相談、内部統制整備、監事監査・内部監査支援、合併支援、役職員に対する教育研修

業務概要：県内J Aの経営基盤安定を目指し、法務、会計、経営管理等の経営相談のほか、J Aの内部統制整備支援やコンプライアンス対策、J Aに対する業務監査を行っています。

また、県内J Aの役職員の階層別研修などの共通的教育の他、スキルアップのための資格認証試験や各種研修を行っています。

JA グループとは

主として個人が組合員になっているのが J A で、その J A が会員となっているのが J A 連合会です。連合会には、都道府県を事業区域とするものと、全国を事業区域とするものがあります。また、J A 中央会は、J A とその連合会の健全な発展を図ることを目的とし、J A ・連合会を会員として都道府県と全国の各段階にある組織です。

図表は、それらのおもなものを組織図に表したものです。こうした、J A ・連合会そして中央会およびそれらの関係団体や協同会社など J A の事業・活動に関連する組織を総称して J A グループと呼んでいます。

また、J A は様々な事業を総合的に行なっていますが、それぞれの事業を効率的・効果的にすすめていくには 個々の J A だけの力では不十分です。

そこで、効率的な事業展開をはかるため、指導・経済・信用・共済などの事業ごとに、J A と J A 連合会等による事業組織が形づくられ「J A グループ」として活動しています。



出典：農林水産省「平成 30 事業年度総合農協統計表」※JA 数は JA 全中調べ

協同組合と株式会社の違いについて

(1) 根本的な違い

① 株式会社

ア 株の所有者、つまり株主によって構成

イ 株主は、会社の製品を使ったり、施設を利用することが目的ではなく、より高い配当を受けることが目的

ウ 顧客は不特定多数

② 協同組合

ア 組合員の出資は、協同活動を行う元手であって配当を得ることが目的ではない

イ 組合員は、組合の事業を利用することによって、自らの生産や生活を向上させるために、協同組合をつくっており、言わば事業の利用者と出資者が同一人

(2) 運営方法の違い

① 株式会社

市場原理に基づく弱肉強食の世界の中にあって、株主総会での議決権は、持ち株数によって決まる仕組み

② 協同組合

ア 出資の多少に関係なく 1 人 1 票という仕組み（文字通り組合員の総意によって決まる平等な「人の結合体」）

イ 協同・相互扶助の精神を原理とし、人間尊重と社会的公正の実現という理想を持つ運動体

ウ あり方を特徴づけるものとして、協同組合原則をもっている

項 目	協同組合	株式会社
組織者	農業者、漁業者、森林所有者、勤労者、消費者、中小規模の事業者など	
根拠法	農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、中小企業等協同組合法、消費生活協同組合法など	
組織者の名称	組合員	株主
事業	組合員および会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、事業は根拠法で限定されている	商法で事業は限定されていない
利用者	組合員	不特定の顧客
運営方法	一人一票制 (人間的平等による民主的運営)	一株一票制 (株を多く持つ人が支配)